

事 務 連 絡
令和7年12月22日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
(公 印 省 略)

緊急避妊薬の販売に係る連携体制について

平素より医療・薬事行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
緊急避妊薬の販売に係る薬局等と産婦人科医との連携体制の構築につきまして、貴会及び都道府県薬剤師会に御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

今般、都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で名簿を取り交わすにあたって、連携の内容等を明確化しておくことが必要であるとの御意見をいただきましたので、連携の内容等を示した文書のひな形を、ご参考まで別添のとおりお送りいたします。

なお、別添はあくまでも例示であるため、その内容については、必要に応じて、当事者たる都道府県薬剤師会と都道府県医師会の間でご調整いただきますよう、よろしくお願いいたします。

緊急避妊薬の販売に係る連携体制について

●●県薬剤師会と●●県医師会は、●●県における要指導医薬品たる緊急避妊薬の適正使用に資するため、下記事項を確認の上、緊急避妊薬の販売に係る薬局と医療機関の連携体制を構築することに合意する。

本連携体制は、「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」(令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号)に基づき、同通知に示される都道府県薬剤師会と都道府県医師会の連携体制として構築するものである。

記

1. 薬局・店舗販売業の店舗（以下「薬局等」と医療機関の連携について

- ・ 緊急避妊薬の販売における医療機関と薬局等の連携とは、別紙内容を指すこと。

2. 連携医療機関の医師の責任範囲について

- ・ 要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売は、薬局等及び薬剤師の義務と責任において行われるものであり、販売に関して連携医療機関の医師が責を負うことはないこと。仮に、薬局等が販売を行うにあたり、薬剤師の求めに応じて医師が、当該薬剤師に対して助言を行う場合においても、医師が直接的に需要者の状況を確認して判断を行うものではなく、一般的な情報提供の範囲である場合、連携医療機関及び医師が販売に関して責任を負うことはないこと。
- ・ 連携医療機関及び医師の責任は、紹介又は受診勧奨を受けた需要者が当該連携医療機関に受診した時点から発生し、販売した薬剤師の責に起因する問題や当該薬剤師の紹介又は受診勧奨にかかわらず当該需要者がこれらに応じず受診をしなかったこと等に起因する問題の責任を負うことはないこと。

3. 名簿作成者の責任について

- ・ 各名簿の作成責任は各団体が負うが、名簿に掲載された医療機関または薬局等において発生した問題の責任はいずれの団体も負わないこと。

4. 連携に参加する薬局等の販売体制の管理について

- ・ 薬局等における販売体制については、一義的には各薬局等の責任において整備するものであるが、薬局等における体制不備が明らかとなった場合には、●●県薬剤師会と当該薬局等の双方の誠実な協議により改善を図るものとすること。

(別添)

5. 連携体制の定期的な確認について

- ・ 両会の間で、年に1回程度、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について意見交換を実施すること。なお、開催の形式は問わない。(書面や持ち回り開催も可とする。)

6. その他

- ・ 本文書は両会において適切に保管するとともに、各会の連携参加医療機関・薬局等に対しても周知すること。
- ・ ●●県薬剤師会は、項5の意見交換により得られた知見等を連携参加薬局等に周知すること。
- ・ 上記に記載のない確認事項が発生した場合には、別途双方で協議、確認すること。

以上

令和●●年●●月●●日

●●県薬剤師会 会長 XXXX (印)

●●県医師会 会長 XXXX (印)

(別添)

(別紙)

緊急避妊薬の販売における医療機関と薬局の連携について

1. 薬局・店舗販売業の店舗（以下「薬局等」）から連携医療機関を案内又は紹介を行うケース

薬局等から連携医療機関を案内又は紹介を行うケースは、以下①～③の場合を原則とし、これ以外（例：薬局等が開局時間外である等の理由）での紹介は行わないこと。

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 販売可であっても、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後に受診する候補先医療機関がない場合

①薬剤師による販売可否判断の方法及び薬局等で販売不可の場合

- ・ 薬剤師による販売可否判断は、製造販売業者が作成する添付文書、製品解説書、チェックシート等に基づき行うこと。
- ・ 同資料は、令和5～7年度に実施された「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業）」において検討された販売プロトコルが参考とされていること（調査事業報告書：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40123.html）。
- ・ 薬局で販売不可のケースは、当該要指導医薬品が承認された使用条件外に該当する場合であり、具体的には以下とすること。
 - ア 妊娠の不安のある性行為から72時間が経過している
 - イ 既に妊娠している又は妊娠が成立している疑いがある
 - ウ 禁忌に該当する等
 - エ 需要者が薬剤師の面前での服用に同意しない
- ・ 薬局等において販売不可の場合、緊急避妊のためには医療機関を受診する必要がある。この際、受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

②薬剤師が、医師による診察が必要と判断した場合

- ・ 服用の有無に関わらず、薬剤師が、医師による診察が必要と判断した場合は、薬剤師は需要者に医療機関への受診を勧奨すること。この際、受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連

携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

- ・ 医療機関の受診を勧奨するケースは、具体的には以下とすること。
 - オ 性感染症の疑いなど、需要者の体調の変化を覚知した場合
 - カ 性交同意年齢未満（16歳未満）である場合
 - キ 短期間での繰り返し購入が認められる場合
 - ク 性犯罪の証拠保全の必要がある場合
 - ケ 薬剤特性の観点から、服用後に妊娠が成立した場合
 - コ その他、薬剤師が必要と判断した場合
- *いずれも、需要者との面談や自己検査結果（コ）により薬剤師が判断

③服用から3週間後に受診する候補先医療機関がない場合

- ・ 販売プロトコルでは、服用から3週間後に産婦人科医の受診又は妊娠検査薬により妊娠の有無を確認するよう、薬剤師は需要者に指導することとされていること。この際、その確認方法及び受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

2. 紹介の方法

- ・ 薬剤師が、医師に需要者の情報を伝達する必要があると判断した場合には、需要者の同意を得た上で、情報提供書等の文書を用いる（受診時に需要者が持参）ほか、需要者の意向や必要に応じて、医療機関への直接の紹介を行うことも発生しうる。
- ・ 連携医療機関への連絡は、当該連携医療機関の診療受付時間内に限ること。なお、個々の連携医療機関が診療受付時間外の連絡を可とする場合には、この限りではないこと。
- ・ 薬局等による医療機関の紹介又は受診勧奨に際しては、経済上の利益の提供による診療の誘引が行われないようにすること。

3. その他（要指導医薬品たる緊急避妊薬について）

- ・ 薬局等において販売する緊急避妊薬は、「薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第4条第5項第3号）」として厚生労働大臣が指定する「要指導医薬品」であること。なお、令和7年の薬機法改正により、「期間を定めない要指導医薬品」

(別添)

の指定が可能となり、緊急避妊薬はそれに指定されていること。

- ・ 要指導医薬品たる緊急避妊薬は、以下の条件を満たす薬局等において販売が可能であること。
 - ① 所定の研修を修了した薬剤師が勤務し、販売すること
 - ② プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- ・ 上記の「所定の研修」とは、公益社団法人日本産婦人科医会が協力の上で作成された公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」であること。